

良好な住環境を維持するために 知っておきたいこと



横浜市開発事業の 調整等に関する条例について

市民、開発事業者、横浜市が協働して地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図ることを目的として、開発事業を進めるときの住民への周知の手段、横浜市との協議、及び開発事業に必要な施設の整備基準などを定めています。

計画の早い段階から、住民と開発事業者との調整方法を定めています。

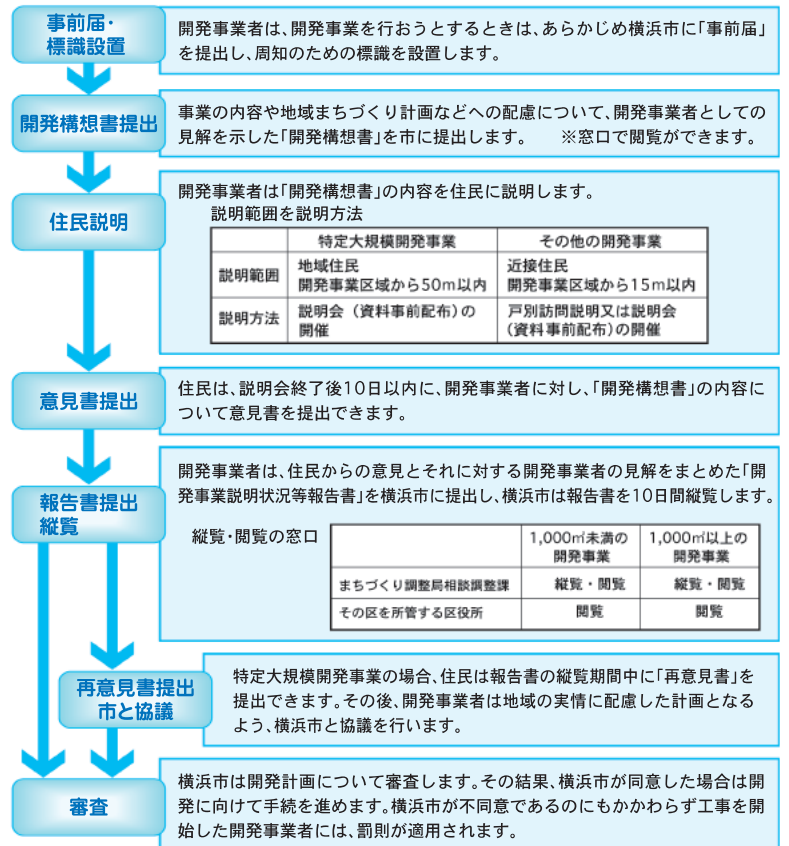
■開発事業

開発行為	建物を建てる目的で、道路を造ったり、土を切り盛りすることなどをいいます(市街化区域では区域面積が500㎡以上)
大規模な共同住宅の建築	住戸の数が100戸以上(商業系の用途地域では200戸以上)の共同住宅を建てることをいいます
市街化調整区域における建築物の建築	市街化調整区域における敷地面積が3,000㎡以上の建築をいいます。
宅地造成	宅地造成工事規制区域において、土地を切り盛りすることなどをいいます(市街化区域では区域面積が500㎡以上)
斜面地開発行為	地下室建築物(地下室マンション)を建てる目的で行う開発行為をいいます。

■特定大規模開発事業

- 市街化区域 5,000㎡以上の開発事業
- 市街化調整区域 3,000㎡以上の開発事業
- 大規模な共同住宅の建築

■手続きの流れ



※周辺で行われている開発事業についてのご相談は **まちづくり調整局相談調整課**
☎045(671)2350~51